

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年11月22日

会計統括責任者

一般社団法人全国社会保険協会連合会

佐々木 利仁

1 競争に付する事項 広報出版物印刷製本等業務

(1) 件名 (全3件)

1. 書籍「月刊社会保険」(2025年5月号～2026年4月号)の印刷製本等業務
2. 書籍「健診結果のわかる本」(2025年度版)の印刷製本等業務
3. 書籍「年金・健康保険委員必携」(2025年版)の印刷製本等業務

(2) 業務内容

仕様書による。

(3) 納入期限

仕様書による。

(4) 納入場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税込みで見積りした金額の110分の100(入札日時点に適用される消費税額を控除した額)に相当する金額を記載した入札書を提出すること。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセント(入札日時点に適用される消費税率)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって評価する。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 令和4・5・6年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の製造」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 一般社団法人全国社会保険協会連合会契約事務取扱細則(以下「取扱細則」という。)第3条の規定に基づき、契約締結者が定める資格を有するものであること。
- (3) 取扱細則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (4) 本公告に基づき、入札説明書の請求を行った後に、期限までに電子メールにて本会あてに入札参加希望の連絡と競争に参加する者の必要資格を証明するための書類の写しの提出を行い、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の配布方法及び問い合わせ先

(1) 入札説明書の配布方法

一般社団法人全国社会保険協会連合会ホームページ (<https://www.zensharen.jp>)
において指定する方法により配布する。

(2) 入札説明書に関する問合せ先

〒141-0031

東京都品川区西五反田8丁目2番8号 五反田佑気ビル4階

一般社団法人全国社会保険協会連合会 総務課

Mail: daihyo@zensharen.jp

電話 03-5434-8577

4 競争入札執行等の場所及び日時

(1) 入札参加希望連絡の期限

令和6年12月9日(月) 10時00分

入札参加希望者は入札説明書等を受領した後に、期限までに電子メールにて本会あてに、入札参加希望の連絡と競争に参加する者の必要資格を証明するための書類の写しの提出を行い、入札参加の承諾を得ること。期限までに連絡のない場合や資格を証明するための書類が添付されていない場合は入札参加を放棄したものとみなす。

(2) 入札書の提出及び開札の日時及び場所

入札書の開札は下記の日時及び場所で行うため、参加者は入札書等を開札時間までに提出すること。開札の参加者は各社1名とする。

令和6年1月9日(木) 10時00分

東京都品川区西五反田8丁目2番8号 五反田佑気ビル4階

一般社団法人全国社会保険協会連合会 会議室

(3) 入札書に関する問合せ先

上記3(2)に同じ。

5 その他必要な事項

(1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、上記4(1)のとおり入札参加希望の連絡

と競争参加資格を証明する書類の写しの提出を行い、入札参加の承諾を得たうえで、入札書を作成し、封筒に入れて封印して、入札書の開札を行う日に提出しなければならない。なお入札者は、開札日の前日までの間において、会計統括責任者等から競争参加資格を証明する書類について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約の相手方の決定方法

取扱細則第33条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を当該書籍の第一交渉権者とする。ただし、交渉が不調となり、契約締結に至らなかった場合は、会計統括責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による。